

動産保険（概要）

保険の名称 動産総合保険

(注)
第一賠責に
ご加入いただいている方のみ、
ご加入いただけます。

今年度募集のパンフレットに記載の内容にて、更新される方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。
※現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

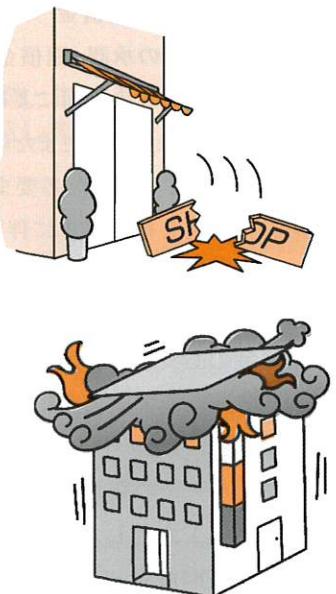
商品概要（保険金をお支払する場合）

保険金をお支払いできない場合に該当する場合を除き、不測かつ突発的な事故により保険の対象に生じた損害が保険金のお支払い対象となります。

(注)日本国内で発生した事故に限ります。

【保険金をお支払いする事故の例】

- ①火災、落雷、破裂・爆発 ②風災（台風等） ③盗難 ④建物の倒壊
- ⑤自動車等の衝突、航空機の墜落、航空機からの落下物による事故
- ⑥水濡れ、雪災 ⑦いたずらの投石による損壊 等



保険期間

2020年3月1日午後4時～2021年3月1日午後4時

掛金（保険料）

広告物の構造	年額掛金	掛金の算出例
鉄骨構造のもの	①屋外広告物の許可がある物件 請負金額×0.0125	(例) 請負金額 1,000,000円の場合 ①1,000,000(円)×0.0125=12,500(円)
	②屋外広告物の許可がない物件 請負金額×0.025	②1,000,000(円)×0.025 = 25,000(円)
上記以外のもの	③屋外広告物の許可がある物件 請負金額×0.025	(例) 請負金額 1,000,000円の場合 ③1,000,000(円)×0.025=25,000(円)
	④屋外広告物の許可がない物件 請負金額×0.05	④1,000,000(円)×0.05 = 50,000(円)

(注) 事故発生時には屋外広告の許可取得がわかる資料をご提出いただきます。

(注) 上記掛金のうち保険料は90%であり、制度運営費が10%含まれています。

動産保険 ご加入の手続き

●加入対象（保険の対象）となる広告物：

日広連所属員が製作・取扱、管理を任せられた固定式の屋外広告物で、屋外広告物条例で許可期間中の屋外広告物または設置後5年以内の屋外広告物もしくは5年以内に点検・補修を行った屋外広告物
※減価割合が50%を超える物件については、お引き受けができません。詳しくは代理店へお問い合わせください。

●加入方法：

加入申込書に必要事項をご記入いただき、ご捺印のうえ、所属団体にお申し出ください。

※動産総合保険の加入申込書は、別途ご案内致します。

(3月1日から1年間の加入申込の場合は、2月20日締切)

●掛金の支払方法：

掛金は銀行または郵便局から直接、日広連口座にお振込みください。

●中途加入：

毎月20日までにお申込いただくと、翌月1日付けでご加入できます（補償期間は加入日の午後4時から2021年3月1日午後4時までとなります。）

中途加入の掛金は中途加入日（原則毎月1日）から2月末までの月割となります。

動産保険（詳細）

お支払する保険金

補償限度額（保険金額）を広告物取付時の請負金額（※1）とし、免責金額（自己負担額）（※2）を1物件・事故につき1万円として、下記の各種保険金をお支払いします。

◇この契約における被保険者は、広告物の所有者となります。

◇「新価保険特約」付きですので、損害額は新価（再調達価額）にもとづいて算出します。

（原則として、事故日から2年以内に復旧しない場合、復旧をするために実際に要した額が時価支払額より低い場合、再調達価額により算出した損害保険金の額が時価支払額より低い場合は、時価額にもとづいてお支払い保険金を決定します。）

（※1）取付後に補強・改良等を行った場合はその工事等の請負高金額を、新設時の請負金額に加算してください。

（※2）免責金額（自己負担額）は、全損の場合には適用されません。

①損害保険金：

全損の場合、補償限度額（保険金額）または再調達価額のいずれか低い額をお支払いします。一部損の場合、修理費用を損害額として免責金額（1万円）を差し引いた額を、補償限度額を限度としてお支払いします。「損害保険金」 = （損害額 - 免責金額）×補償限度額（保険金額）/ 再調達価額

※なお、補償限度額（保険金額）または再調達価額のいずれか少ない額が支払限度額となります。

②保険金を支払うべき損害が発生した場合において損害の拡大防止・軽減のために要した費用のうち必要または有益な費用：補償限度額（保険金額）または再調達価額のいずれか少ない額から損害保険金を控除した残額を限度にお支払いします。（ただし、水災による損害の場合はお支払しません。）

③保険会社が保険金をお支払いするのと引換に取得する、第三者から損害賠償などを受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。

④残存物取片づけ費用保険金：

損害保険金が支払われる場合に、保険の対象となる広告物の残存物の取片づけ費用を、1回の事故につき損害保険金の10%を限度にお支払いします。損害保険金との合計額が補償限度額（保険金額）を超過する場合にもお支払いします。

（ご注意） 保険金をお支払いした場合でも補償限度額（保険金額）は減額されません。（ただし、損害保険金のお支払いが1回の事故で補償限度額（保険金額）または再調達価額のいずれか少ない額に相当する額となったときは、保険契約は損害発生時に終了します。）

本保険では臨時費用保険金不担保特約が自動付帯されるため、普通保険約款記載の臨時費用保険金をお支払いしません。

保険金をお支払できない主な場合

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失または法令違反による損害
- ②被保険者と世帯を同じくする親族の故意による損害
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- ④核燃料物質やこれに汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- ⑥置き忘れまたは紛失による損害
- ⑦保険の対象のかしに起因する損害
- ⑧保険の対象の自然の消耗または劣化、性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
- ⑨電気的、機械的事故による損害（火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外來の事故の結果として発生した場合を除きます。）
- ⑩差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使による損害（消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。）
- ⑪詐欺・横領による損害
- ⑫プラウン管、電球等の管球類等に生じた損害（但し保険の対象のその他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。） ※情報メディア等（磁気データ・フラッシュメモリ・フラッシュデスク等）については、補償対象外となります。
- ⑬使用者等の不正行為によって生じた損害
- ⑭保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- ⑮汚れ、すり傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害（これらの損害が他の損害と同時に発生した場合を除きます。） 等

（ご注意） 盗難による損害の場合は所轄警察署の届出証明書、その他保険会社が必要と認める書類が必要です。
※詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。